

第65回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場所

ワールド本社ビル 26階
神戸市中央区港島中町六丁目8番1

目次

第65回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款の一部変更の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	22
事業報告	25
計算書類	52
監査報告	56

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ワールド

証券コード：3612

証券コード 3612
2023年6月2日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木 信 輝

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社）」に「ワールド」又は「コード」に当社証券コード「3612」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月22日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
ワールド本社ビル 26階
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
- 報告事項
1. 第65期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

連結計算書類：「連結持分変動計算書」「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）




インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



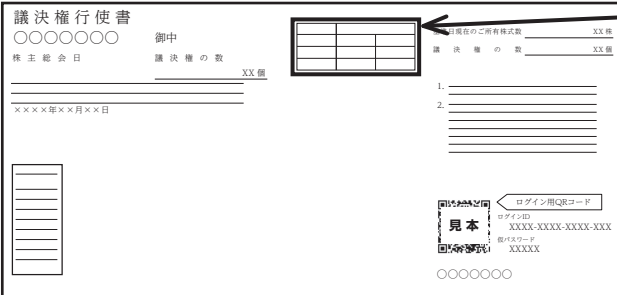
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

XX年XX月XX日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX
見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に〇印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

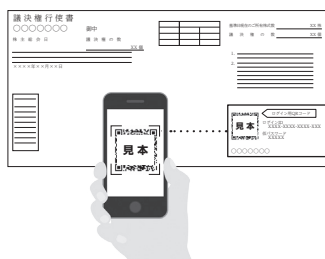
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

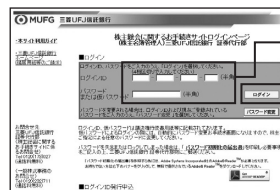


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

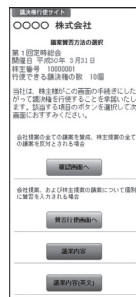
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

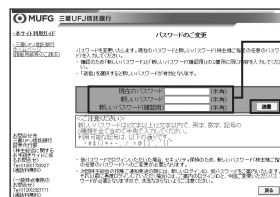


「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としており、次のとおり第65期の期末配当をいたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,188,976,530円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

現状は当社及び多くの当社グループ会社の決算期は3月31日決算となっておりますが、以下の三つの理由から、決算期（事業年度の末日）を3月末日から2月末日に変更いたします。

第一には、上半期は春夏（SS）シーズン、下半期は秋冬（AW）シーズンに大別されますが、決算期末において冬や夏の残在庫の最終消化へ傾注する傾向を課題と捉えており、春や秋のプロパーの立ち上げが一段と速くなる商売のサイクルを確立する必要があると考えるためです。

第二に、前年新たに連結子会社となった(株)ナルミヤ・インターナショナルでは、多くの小売企業と同じく、2月末日を決算期末としておりますが、両社の決算期をあわせることで双方の経理や監査の決算にかかる業務負荷を軽減できるためです。

第三に、決算期変更は一時的に収益比較等で分かり難くなる側面があるため、コロナ禍より一定の収益回復を果たしてからの変更を検討してまいりましたが、本業の稼ぐ力であるコア営業利益が、収益回復の目安としてきた水準まで戻す実績を残せたためです。

この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第29条（事業年度）の変更だけでなく、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）、現行定款第31条（剰余金の配当）の各条項に所要の調整を行うものであります。また、第66期事業年度は、2023年4月1日から2024年2月末日までの11か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第29条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第29条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附則</p> <p>(事業年度変更に係る経過措置)</p> <p>第1条 本定款第29条（事業年度）の規定にかかわらず、<u>2023年4月1日</u>から始まる第66期事業年度は、<u>2024年2月末日</u>までの11か月間とする。</p> <p>2 第31条第2項の規定にかかわらず、第66期の事業年度の中間配当の基準日は、<u>2023年9月30日</u>とする。</p> <p>3 本条は、第66期事業年度終了後に、これを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記のとおり6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指名の手続きは適切であり、いずれの候補者も適任である旨の意見をj得ております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	かみ やま けん じ 上山健二 再任	代表取締役会長	13回/13回 (100%)
2	すず き のぶ てる 鈴木信輝 再任	代表取締役 社長執行役員	13回/13回 (100%)
3	はた さき みつ よし 畑崎充義 再任	取締役	13回/13回 (100%)
4	すず き まさ ひと 鈴木政士 再任 社外 独立	取締役	13回/13回 (100%)
5	さ とう ひで や 佐藤秀哉 再任 社外 独立	取締役	12回/13回 (92%)
6	あお き ひで ひこ 青木英彦 新任 社外 独立	—	—

各候補者の略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div data-bbox="281 379 371 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かみ やま けん じ 上山健二 (1965年5月19日生)	1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年6月 株式会社ジャック（現 株式会社カーチスホールディングス）代表取締役社長 2003年3月 株式会社長崎屋 代表取締役社長 2009年3月 株式会社GABA 代表取締役社長 2012年12月 株式会社ぐるなび 取締役副社長執行役員 2013年12月 当社入社 2013年12月 当社常務執行役員COO補佐 2014年6月 当社常務執行役員COO（最高執行責任者） 2015年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2020年5月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル 取締役（現任） 2020年6月 当社代表取締役会長（現任）
	取締役会への出席状況	13回／13回（100%）
	所有する当社株式の数	684,034株
	取締役候補者とした理由	上山健二氏は、長年、各社の経営に携わり、また当社入社後は、COO補佐、COO、社長執行役員、代表取締役会長として重要な役割を担っており、強いリーダーシップのもと当社の業績を向上させました。当社の更なる成長を牽引するべく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div data-bbox="284 435 374 480" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> すず き のぶ てる 鈴木 信 輝 (1974年8月23日生)	1999年 3月 アンダーセン・コンサルティング株式会社（現 アクセ ンチュア株式会社）入社 2004年 9月 株式会社ローランドベルガー入社 2010年 5月 株式会社企業再生支援機構入社 2012年 2月 株式会社ボストンコンサルティング・グループ入社 2012年 9月 当社入社 2014年 6月 当社執行役員 SPARCS推進室 室長 2015年 4月 当社常務執行役員 構造改革本部 本部長 2015年10月 当社常務執行役員 構造改革本部 本部長 兼 国際本部 本部長 2017年 4月 当社グループ専務執行役員 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌 2018年 4月 当社グループ専務執行役員 グループ戦略統括 兼 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌 2020年 6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	13回／13回（100%）
	所有する当社株式の数	301,655株
	取締役候補者とした理由	鈴木信輝氏は、当社入社後執行体制の中核メンバーとして、戦略の策定と遂行を通じて結果を出し続けてまいりました。当社グループの戦略と合致した知見を十二分に備えながら、その決断力をもってコロナ禍での構造改革にもリーダーシップを発揮してきた人材であります。当社グループが先進的企業であり続けるために、お客様のニーズに対応しながら、ファッション産業に貢献するべく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<div data-bbox="281 273 371 319" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はた さき みつ よし 畑崎 充義 (1963年2月4日生)	1987年3月 旧株式会社ワールド入社 1991年6月 同社取締役 1996年6月 同社専務取締役 人事本部 本部長 1999年6月 同社執行役員 第二世代ミドルミックスグループグループ長 2002年6月 同社WEL スポーツカジュアルグループ グループ長 2008年4月 当社WEL 企画戦略推進部 部長 2013年6月 当社執行役員 経営支援本部 副本部長 2017年6月 当社取締役 (現任)
	取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
	所有する当社株式の数	230,834株
	取締役候補者とした理由	畑崎充義氏は、当社の事業から人事、管理にいたる幅広い豊富な経験に加えて、業界団体やディベロッパーなどの対外的活動、渉外活動に伴い各種団体での役職に就任し、幅広い人脈を有しております。当社グループ及びファッション産業の発展に貢献するため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div data-bbox="284 480 553 530" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任 社外 独立</div> <p data-bbox="299 565 535 647">さとう ひでや 佐藤 秀哉 (1963年5月21日生)</p>	<p>1987年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年 3月 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 2005年 4月 株式会社ザ・ヘッド 取締役社長 2006年 3月 株式会社テラスカイ 代表取締役社長（現任） 2012年 8月 TerraSky Inc. CEO（現任） 2013年10月 株式会社サーバーワークス 社外取締役 2014年 5月 株式会社スカイ 365 代表取締役社長 2016年 3月 株式会社BeeX 代表取締役社長 2016年 8月 株式会社キットアライブ 取締役 2016年10月 株式会社スカイ 365 取締役（現任） 2017年 8月 株式会社BeeX 取締役 2019年 3月 株式会社テラスカイベンチャーズ 取締役（現任） 2019年 5月 株式会社Cuon 取締役（現任） 2019年 6月 当社取締役（現任） 2019年 6月 株式会社Quemix 取締役（現任） 2019年12月 Terrasky Thailand co., ltd. 代表取締役社長 2020年 2月 Terrasky Thailand co., ltd. 取締役（現任） 2021年 1月 株式会社リベルスカイ 取締役（現任） 2021年 2月 株式会社テラスカイ・テクノロジーズ 取締役（現任） 2021年 3月 株式会社エノキ 取締役（現任） 2022年 1月 株式会社DiceWorks 取締役（現任）</p>
	取締役会への出席状況	12回/13回（92%）
	所有する当社株式の数	6,124株
	社外取締役在任期間	4年
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>佐藤秀哉氏は、クラウドを活用したシステムソリューションの将来性をいち早く察知し、2006年に株式会社テラスカイを創業して同社の東証一部上場を主導されており、経営全般について豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。一方、当社にとってはデジタル軸での一段の成長が不可欠であり、日本企業のデジタルトランスフォーメーションを強力に後押しされてきた同氏には、当社経営へのアドバイス及び監督をいただき、企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div data-bbox="284 329 553 374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新 任 社 外 独 立 </div> <div data-bbox="308 409 529 492" style="text-align: center;"> あお き ひで ひこ 青 木 英 彦 (1967年3月5日生) </div>	1989年 4 月 株式会社野村総合研究所入社 同社投資調査部 1997年 1 月 米国 野村証券インターナショナル配属 同社調査部 2000年 7 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 同社東京支店 調査部 ヴァイスプレジデント 2005年 7 月 メリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA証券株式会 社）入社 同社調査部 マネージング・ディレクター 2017年 9 月 野村証券株式会社入社 同社エクイティ・リサーチ部 マネージング・ディレクター 2020年 9 月 東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授（現任） 2021年12月 加藤産業株式会社 社外取締役（現任）
	取締役会への出席状況	-
	所有する当社株式の数	-
	社外取締役在任期間	-
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	青木英彦氏は、国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な経験に加えて、上場企業の社外役員の経験もあり、当社業界にも精通しておられ、資本市場での業務経験も有しておられます。同氏の豊富な経験と知見を活かして、当社経営へのアドバイス及び監督をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、当社の社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、2006年4月1日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。
なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。
2. 当社は、2017年4月18日をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員を含む）候補者の原案、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額に係る事項の審議又は決議を行っております。
3. 鈴木政士氏、佐藤秀哉氏及び青木英彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、青木英彦氏が選任された場合、同氏の間でも当該契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、青木英彦氏が選任された場合、同氏を独立役員として届ける予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満の端数は切り捨てて表示しております。）
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	まつざわ なおてる 松 沢 直 輝 新任	当社グループ執行役員 社長付	-	-
2	せき みわ 関 美 和 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	11回/13回 (85%)	12回/14回 (86%)
3	ふくしま 福 島 かなえ 新任 社外 独立	-	-	-

各候補者の略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">まつ ざわ なお てる 松 沢 直 輝 (1961年2月4日生)</p>	<p>1984年 4 月 旧株式会社ワールド入社 2001年10月 同社人事企画部 部長 2007年 5 月 株式会社ルモンデグルメ 代表取締役 2011年 5 月 当社FCMS統括部 統括部長 2014年 5 月 当社人事本部 副本部長 2014年11月 当社人事本部 本部長 2015年 4 月 当社執行役員 人事本部 本部長 2017年 4 月 当社グループ上級執行役員 グループ人事本部 本部長 2018年 4 月 当社グループ執行役員 グループ人事本部 本部長 2020年 4 月 当社グループ執行役員 グループ支援本部 本部長 2021年 4 月 当社グループ執行役員 グループ企画本部 副本部長 2023年 1 月 当社グループ執行役員 ネオエコノミー事業本部 本部長 兼グループ企画本部 副本部長 2023年 4 月 当社グループ執行役員 社長付 (現任)</p>
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	-
	所有する当社株式の数	149,226株
	監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>松沢直輝氏は、当社の人事関連業務及び経営管理業務に従事し、2011年5月から2023年3月までFCMS統括部、人事本部、グループ支援本部及びグループ企画本部の責任者として、全社人事、経営企画及び事業支援において当社の企業価値向上に貢献してきました。当社における豊富な業務経験と人事・経営等に関する知見を有していることから監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> せき み わ 関 美 和 (1965年2月25日生) </p>	1988年 4月 株式会社電通入社 1989年 4月 スミス・バーニー入社 1993年 9月 モルガン・スタンレー入社 1997年 2月 クレイ・フィンレイ投資顧問入社 2003年 1月 同社東京支店長 2015年 4月 杏林大学外国語学部 准教授 2018年 6月 当社監査等委員である取締役（現任） 2020年 6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役（現任） 2021年 4月 杏林大学外国語学部 特任准教授 2021年 5月 MPOWER PARTNERS FUND ゼネラルパートナー（現任） 2022年 3月 そーせいグループ株式会社 社外取締役（現任） 2022年 7月 株式会社助太刀 社外取締役（現任）
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会11回／13回（85%） 監査等委員会12回／14回（86%）
	所有する当社株式の数	5,774株
	社外取締役在任期間	5年
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p> 関美和氏は、外資系金融機関でファンドマネジャーや支店長を務めた経験を持ち、また、ベビーシッターを組織化する会社を起業した経験を有しており、現在は教育者として、また翻訳家として、グローバルな高いコミュニケーション能力と経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。また、同氏は、2018年6月より監査等委員である社外取締役として当社経営に関与しておりますが、引き続き厳しい投資家目線を有する女性経営者に、当社の経営に参画いただくことが当社にとって有益と考えられ、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保と、業務執行やコーポレートガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。 </p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新任 社外 独立</p> </div> <p style="text-align: center;">ふくしま 福島 かなえ (1974年3月30日生)</p>	<p>2000年 4 月 東京地方裁判所 判事補任官 2004年 8 月 横浜地方・家庭裁判所小田原支部 判事補 2005年 4 月 那覇家庭・地方裁判所 判事補 2008年 4 月 東京地方裁判所 判事補 2010年 4 月 東京地方裁判所 判事 2012年 4 月 神戸地方裁判所 判事 2014年 4 月 東京高等裁判所 判事 2016年 4 月 司法研修所 教官 2019年 3 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2019年 4 月 宇都宮・清水・陽来法律事務所入所（現任） 2022年 6 月 株式会社WOW WORLD 社外取締役 監査等委員 2022年 8 月 株式会社イクシス 監査役（現任） 2022年10 月 株式会社WOW WORLD GROUP 社外取締役 監査等委員（現任）</p>
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	—
	所有する当社株式の数	—
	社外取締役在任期間	—
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>福島かなえ氏は、2000年に裁判官に任官後、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所において民事、刑事、行政事件を取り扱うなど高度な専門知見に加えて、上場会社の社外役員の経験も有しておられます。高度な専門知見と経験を活かして経営に参画いただくことで監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保と、業務執行やコーポレートガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

- (注) 1. 当社は、2006年4月1日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。
なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。
2. 当社は、2017年4月18日付をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員を含む）候補者の原案、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額に係る事項の審議及び決議を行っております。
3. 関美和氏及び福島かなえ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、関美和氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、松沢直輝氏及び福島かなえ氏が選任された場合、両氏の間でも当該契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、関美和氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また福島かなえ氏が選任された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満の端数は切り捨てて表示しております。）
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">社 外 独 立</div> <p>すず き まさ ひと 鈴木 政 士 (1957年9月9日生)</p>	<p>1980年4月 キリンビール株式会社入社 2005年4月 同社酒類営業本部 企画部 担当部長 2006年3月 同社国内酒類カンパニー 企画部 主幹 2007年3月 キリンビバレッジ株式会社出向 経理部長 2008年3月 同社執行役員 経営企画部長 2009年3月 同社取締役 経営企画部長 2012年3月 キリンホールディングス株式会社 取締役 CFO 2013年1月 キリン株式会社 取締役 2014年3月 キリンホールディングス株式会社 常勤監査役 キリン株式会社 監査役 2018年6月 株式会社ジャックス 社外取締役 (現任) 株式会社エイジス 社外取締役 (現任) 当社取締役 (現任) 2019年4月 首都大学東京 (現 東京都立大学) 大学院客員教授</p>
所有する当社株式の数	3,110株
社外取締役在任期間	5年
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>鈴木政士氏は、長年、経理、経営企画に関する業務に携わり、また、取締役経営企画部長、取締役CFOを歴任された後、常勤監査役も務められたことから、経理・財務に関する豊富な知見、幅広い経験と、経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。そのため、万一、当社において監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合は、監査等委員である取締役に就任いただくことも可能と判断し、また、経理・財務や会社経営に関する高い知見を活かして当社経営へのアドバイス及び監督をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

- (注) 1. 鈴木政士氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める補欠の社外取締役候補者であります。
2. 鈴木政士氏は、本定時株主総会で取締役（監査等委員である者を除く。）の選任が承認された場合は、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 当社は、鈴木政士氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。本総会において第3号議案が承認され、鈴木政士氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約

- 取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
4. 鈴木政士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、鈴木政士氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、鈴木政士氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
6. 候補者の所有する当社の株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満の端数は切り捨てて表示しております。）
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) 第3号議案及び第4号議案の候補者及び監査等委員である取締役の主な経験等

	氏名	再任・新任	在任期間	社内・社外	金融商品取引所独立役員	性別	現在の地位等	企業経営	企業戦略・産業知見	財務・会計・金融	法務・リスク管理	デジタル・イノベーション	多様性国際性
第3号議案	かみやまけんじ 上山健二	再任	8年2ヶ月	社内	-	男性	代表取締役会長	○	○	○	○		○
	すずきのぶてる 鈴木信輝	再任	3年	社内	-	男性	代表取締役社長執行役員	○	○		○	○	○
	はたさきみつよし 畑崎充義	再任	6年	社内	-	男性	取締役	○	○				
	すずきまさひと 鈴木政士	再任	5年	社外	独立	男性	取締役	○	○	○			○
	さとうひでや 佐藤秀哉	再任	4年	社外	独立	男性	取締役	○	○			○	○
	あおきひでひこ 青木英彦	新任	-	社外	独立	男性	-	○		○	○		○
第4号議案	まつざわなおてる 松沢直輝	新任	-	社内	-	男性	グループ執行役員	○	○				
	せきみわ 関美和	再任	5年	社外	独立	女性	取締役(監査等委員)	○	○	○			○
	ふくしま 福島かなえ	新任	-	社外	独立	女性	-				○		○

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の経営成績は、売上収益が2,142億46百万円（前期比25.0%増）、コア営業利益が135億39百万円（同151.2%増）、営業利益が116億86百万円（同432.2%増）、税引前当期利益が103億13百万円（同631.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は56億86百万円（同54億46百万円増加）と増収増益でした。特に、最終利益に向けて増益率が一段と高まる結果になりました。

売上収益では、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和が人流の戻りを促し、外出需要の回復や都市集客の復調が継続しました。7月以降の第七波、11月以降の第八波と新型コロナウイルス感染症が断続的に再拡大したものの、店舗売上は概ね一貫して前連結会計年度より大きく伸ばしました。そして、年末年始は3年振りに行動制限もなく、初売りからセール売上が盛り上がり、その後の春物の立ち上げでセレクト需要なども旺盛でした。また、EC販路においても、アプリの刷新と新規会員獲得キャンペーンによる客数の増加に加えて、継続したアプリの機能改善やOMO（Online Merges with Offline）活動の強化などを追い風に、一年間通じて前連結会計年度を上回るペースで堅調に推移しました。

加えて、2022年2月に㈱ナルミヤ・インターナショナル（以下、「ナルミヤ」という）が連結子会社としてグループに加わった増収効果も大きくなりました。具体的には、店舗販路ではナルミヤの店舗数が680店舗（2022年2月末時点）加わり、EC販路でもナルミヤのEC売上の連結で増収幅が一段と拡大しました。

利益面においては、中国のロックダウンに伴う商品納期遅延の影響、世界的なエネルギー価格の上昇や急速に進む円安による仕入価格の高騰がありました。ミドルアッパー業態の国内生産回帰に代表されるサプライチェーン戦略の再構築や、価値・価格バランスに応じた最適上代へ価格や素材・スペック等の見直しを行い、店舗とECの両販路でプロパーを重視した販売に徹しました。これらの戦略が功を奏したことから、売り方改善等で仕入原価の上昇圧力を吸収できました。結果として、売上総利益率は57.8%と前期差0.3ポイント改善しました。販売費及び一般管理費では、一時帰休に伴う雇用調整助成金収入の減少や社員への賞与といった報酬の増加、売上増加による家賃・賃借料の増加はありましたが、これら以上に前期までに実施した構造改革に伴う経費削減の効果が大きく寄与したことから、販管費率は51.5%と前期差2.9ポイントの大幅改善となりました。これらの結果、本業の稼ぐ力であるコア営業利益が想定以上の回復を遂げることとなり、全ての利益段階において前期より大きく増益を達成した原動力となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

1) ブランド事業

ブランド事業においては、ブランドポートフォリオ戦略を機動的に修正し、ブランド事業セグメント全体最適の視点で成長性と収益性のバランスを図っています。

百貨店を中心に展開するミドルアッパーブランドは、差別化された付加価値の高い商品開発を行う一方で、生活様式の変化へ柔軟に対応して、ブランドらしさを残しながらカジュアル化へ修正することや定番商品の拡充及び進化へ取り組むことなどが求められています。また、今まで以上にお客様とのより強いつながりを構築するため、リモートによる受注イベントの開催といった、新たな接客機会を通じた関係構築へ積極的に取り組んでおります。このほか、最近の世界的な物価上昇や円安の為替動向に左右されないよう、国内生産への回帰も加速しております。

ショッピングセンターを中心に展開するミドルローブランドにおいては、近年プロパー販売月とセール月の境目がなくなりつつあるなか、春夏や秋冬といった従来の大きなシーズン括りに捉われず、仕入から販売期間が終わるまでの商品ライフサイクルを今まで以上に短く捉えてプロパー主体の販売に注力しております。そして、毎月毎月の店舗商品鮮度を高める企画の組み立てで、頻度高くご来店いただけるお客様にも常に新たな発見がある店舗を実現してまいります。

ライフスタイルブランドでは、「暮らしの今を、もっと素敵に！もっと楽しく！」をテーマに、暮らしに寄り添った衣・食・住を生活雑貨や服飾雑貨で提案し、引き続きお客様の支持拡大に努めています。また、ブランドのコンディションに応じて、店舗大型化や積極出店など成長を目指す子会社、抜本的な収益構造の改革に取り組む子会社、ローンチ後間もなく収益基盤を固める子会社など、それぞれ異なるミッションを追求しています。そして、事業規模の更なる拡充を図るべく、雑貨分野でEC売上の成長戦略を本格的に始動しております。

一方、投資グループにおいては、プラットフォームやシステムの導入によるシナジー効果の追求や収益構造の向上・確立をテーマに掲げております。開発・改革ブランドでは引き続き構造改革とそれに続く成長戦略の推進に取り組んでいます。また、M&Aブランドでは「靴」のバリューチェーンの大半を自社でカバーする神戸レザークロス(株)や、質の高い革小物で世代を跨って支持を得る(株)ヒロフを展開しています。特に、(株)ヒロフを核にしたラグジュアリー・レザーグッズグループの形成は、株式譲受等を通じて着実に進行しております。

こうしたなか、当連結会計年度では、特にアパレルブランドにおいて、店舗販路で3年ぶりに館休業や行動制限のない事業機会を活かしたことで、一部ブランドによるOMO活動の成功事例の横展開などでEC販路も好調を持続したこと、そしてナルミヤの連結加入による収益押し上げ効果がフルに寄与しました。結果として、前期上半期末でのブランド終息等の減収影響打ち返しに続き、下半期には既存店舗でコロナ禍前の8割超までの売上回復を継続的に実現し、プロパー販売に拘りながら大幅な増収を実現できました。

2) デジタル事業

デジタル事業においては、「B2Bソリューション」と「B2Cネオエコノミー」から成り立っており、デジタル技術を梃子にしたトランスフォーメーションの牽引役として、当社グループにおける重点投資の領域と位置付けております。

B2Bソリューションでは、ECの運営受託において、自社ブランドを中心に販売する直営ファッション通販サイト「ワールドオンラインストア（WOS）」などの運営を受託しており、ブランド事業の直営店舗とのシームレスなサービス提供に向けて総力をあげて取り組んでいます。今期からこの機能を㈱ファッション・コ・ラボへ事業移管し、他社通販サイトと併せて運営を同社へ集約しており、自社ブランドに対しても個々の特性に応じたサービスを提供すると同時に、WOSは他社ブランドの出店誘致等も通じてモールとしての魅力を高めてまいります。また、デジタルソリューションでは、自社の物流コスト抑制の取り組みや基幹システムの更新に留まらず、他社から在庫コントロールシステムの導入やEC・物流業務の運用サービスを受託しております。基幹システムやBI（Business Intelligence）ソリューションの提供なども順次進める予定であり、メニューと顧客層の拡充による業容の拡大に注力しております。

B2Cネオエコノミーにおいては、「サーキュラー」というキーワードを中心に事業を展開しております。ラクサス・テクノロジーズ㈱ではブランドバッグに特化したサブスクリプション型レンタルサービスを営み、TVCMでの認知度拡大などを図りながらサーキュラーエコノミーの浸透を図ってきました。最近では、保有資産であるバッグの稼働率に着目してローンチしたバッグ試用販売「買えちゃうラクサス」に代表されるように、成長戦略の一環で事業サービスの拡充にも本腰をいれております。このほか、ユーズドセレクトショップ「RAGTAG」を運営する㈱ティンパンアレイは店舗とECの相互活用・補完による仕入・販売両面のOMO戦略で一段の成長を追求しているほか、オフプライスストア「& Bridge」では様々な立地への出店加速を行ってまいります。B2Cネオエコノミーでは、これまで様々なテーマで実験してきた事業の「選択と集中」を行い、サーキュラーエコノミーの更なる収益成長にフォーカスした事業展開を進めてまいります。

そして、当連結会計年度において、B2Bソリューションでは、システムデリバリーの実行と案件パイプラインの拡大を背景に、デジタルソリューション外販が着実に成長を果たしました。一方で、B2Cネオエコノミーでは、将来成長に向けた投資先行の段階であるものの、サーキュラー事業ではこうした投資のリターンが予想以上に早く出てきました。

3) プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、ワールドグループが培ってきた様々なノウハウと仕組みを活用したプラットフォームの外部企業へのオープン化を推進し、業界の枠組みを超えた新たな事業領域の拡大に取り組んでいます。

また、2022年4月1日に設立しました㈱ワールドプラットフォームサービスは、プラットフォーム事業の収益モデル構築に不可欠な事業マネジメント機能と外部企業（クライアント）へのマーケティング・コンサルティング機能を有しています。各プラットフォームのノウハウ・仕組みを横断的且つ最適に組み合わせることで提案・提供できることから、クライアントにとってワンストップでニーズが充足されるメリットを期待できます。

生産プラットフォームの㈱ワールドプロダクションパートナーズは、自ら商社機能を発揮して直接貿易に取り組み、製造子会社群の生産性改善を指導・支援するほか、外販主体の専門商社である㈱イディオムや㈱ラ・モード等の工場で他社アパレルの商品開発及び製造（OEM・ODM事業）の受託も強化しております。

販売プラットフォームの㈱ワールドストアパートナーズでは、外販サービスを収益の柱にする試みを加速しました。商品在庫の最終的な換金に不可欠なアウトレット「NEXT DOOR」やファミリーセール等の催事を運営するほか、他業種小売業や海外ファッション企業の運営受託案件も拡大しております。特に、全国を網羅する支店体制などを強みとして、他社から受託する販売代行業務は本邦有数のスケールを誇るものと考えております。

こうしたアパレル起点の生産・販売プラットフォーム以外では、空間創造や什器・備品の製造販売（建装）、家具や雑貨の卸からコントラクトに至るライフスタイル領域も手掛けています。このライフスタイルプラットフォームの中核の一社が㈱アスプルンドで、今期より㈱ワールドスペースソリューションズの建装事業も承継しました。

当連結会計年度においては、コロナ禍を受けて断行した構造改革や将来の反転攻勢に向けた組織再編を背景に、生産及び販売のプラットフォームを中心に内販の大幅な減収を招きました。加えて、B2B外販の強化に向けた人材等のリソースシフトで経費負担が想定されていたところ、急激な円安方向での為替変動に起因して、上半期を中心に法人顧客への卸売り事業にて原価高騰などの打撃も受けることとなりました。

4) 共通部門

事業セグメントに属さない共通部門においては、子会社からの配当や経営指導料等を収入として計上し、当社（ホールディングス）のコーポレートスタッフ等の費用を賄うことを基本的な収益構造としておりますが、子会社からの配当は予めセグメント利益から除いております。

共通部門は、「グループ企画本部」、「グループ支援本部」といったコーポレートスタッフに加えて、グループの商品鮮度向上とソフト開発を監修する「クリエイティブ・マネジメント・センター」、グループブランディングの構築を牽引する「IR・グループコミュニケーション室」などで成り立っています。ホールディングスは重点分野への集中投資という自らの役割を果たすため、子会社からホールディングスのスタッフ等の実費を上回る経営指導料等で回収することを原則としております。

共通部門においては、グループ各社の増収に伴い料率方式の経営指導料収入が増加しました。

(企業集団のセグメント別売上高の状況)

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					調 整 額 (注2)	合 計
	ブランド 事業	デジタル 事業	プラット フォーム 業	共通部門	計		
売上収益							
外部収益	181,379	11,856	20,914	97	214,246	－	214,246
セグメント間収益	3,326	18,195	56,116	7,501	85,139	△85,139	－
計	184,705	30,051	77,030	7,599	299,385	△85,139	214,246

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 調整額は、主にセグメント間取引消去等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、54億5百万円であります。

その主なものは、出店・改装に伴う店舗設備やブランドの価値向上を目的としてブランド事業へ16億33百万円を投資したほか、ECサイト運営を中心としたデジタルソリューション事業への強化やファッション産業におけるB2C事業等次世代型のサービス開発の推進のため、デジタル事業へ22億88百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は設備投資を含めた所要資金調達のため、シンジケートローン総額833億円を組成しております。このうち、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と430億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	I F R S							
	第62期		第63期		第64期		第65期 (当連結会計年度)	
	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日	自 至	2020年4月1日 2021年3月31日	自 至	2021年4月1日 2022年3月31日	自 至	2022年4月1日 2023年3月31日
売上収益 (百万円)		236,265		180,322		171,344		214,246
営業利益 (△は損失) (百万円)		12,351		△21,637		2,196		11,686
当期利益 (△は損失) (百万円)		8,080		△17,149		239		5,686
(親会社の所有者に帰属) 基本的1株当たり当 期利益 (△は損失) (円)		242.53		△511.08		△7.79		152.73
(親会社の所有者に帰属) 希薄化後1株当たり 当期利益 (△は損失) (円)		239.57		△511.08		△7.79		—
資産合計 (百万円)		261,996		245,386		251,690		251,421
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)		81,515		78,435		78,592		82,420

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 当事業年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
3. 基本的1株当たり当期利益（△は損失）について、親会社の普通株主に帰属しない金額（その他の資本性金融商品の所有者に帰属する金額）を考慮しております。
4. 希薄化後1株当たり当期利益（△は損失）について、第63期及び第64期においては、新株予約権の行使が1株当たり当期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。また、第65期においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	日本基準			
	第62期	第63期	第64期	第65期 (当事業年度)
	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	26,452	24,162	22,048	18,234
営業利益 (百万円)	6,323	651	484	3,224
当期純利益 (△は損失) (百万円)	542	△17,956	△8,596	4,480
1株当たり 当期純利益 (円) (△は損失)	16.27	△535.10	△254.58	132.02
希薄化後1株当たり 当期純利益 (円) (△は損失)	16.07	△535.10	△254.58	—
総資産 (百万円)	131,224	132,066	123,865	121,851
純資産 (百万円)	43,977	25,328	16,869	20,133

(注) 希薄化後1株当たり当期純利益(△は損失)について、第63期及び第64期においては、新株予約権の行使が1株当たり当期純損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。また、第65期においては、潜在株式が存在しないため記載していません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

重要な子会社等は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株)フィールズインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)スタイルフォース	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)アルカスインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)ライフスタイルイノベーション	90百万円	100.0%	生活雑貨等の企画及び販売
(株)エクスプローラーズトーキョー	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)ナルミヤ・インターナショナル	255百万円	51.6%	ベビー・子供服等の企画及び販売

(注) 2023年4月1日付で、(株)スタイルフォースは(株)アルカスインターナショナルを存続会社とした吸収合併により消滅しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行にともなう数量減少に加えて、国内アパレル市場も成熟化して単価下落が進む一方、海外生産地での加工賃上昇や為替変動による仕入価格の上昇のほか、人手不足による人件費や物流費といった経費増加も生じるなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、デジタル化の進展を背景として消費者の購買行動は急速に変化しており、新たなビジネスチャンスが生まれているものの、新規参入企業の誘発などを通じて異業種や外資系も巻き込んだ競争激化が継続しております。

新型コロナウイルス感染症は消費者の生活様式や購買行動を変化させたほか、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫による原料価格の高騰等、深刻な世界的ダメージにより、引き続き厳しい市場環境が続くことが想定されます。

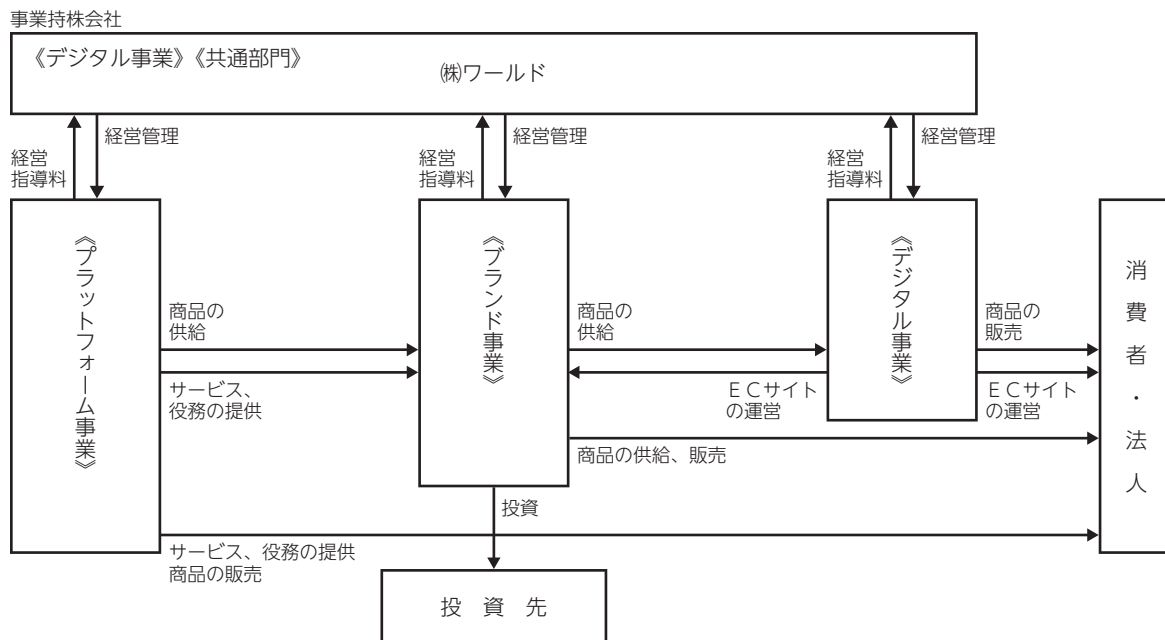
こうした国内アパレル市場や消費者の大きな変化の中で、永続的に成長を遂げ、勝ち続ける企業組織であるためには、これらの環境変化の認識のもと、更なる変革が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社50社及び持分法適用関連会社4社より構成されております。

当社グループの事業内容は、国内外にて婦人、紳士及び子供衣料品並びに服飾雑貨の販売を営むブランド事業、ファッションに特化したECモール運営や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案、デジタル軸での新たなサービスの開発・展開を担うデジタル事業、衣料品並びに服飾雑貨等の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業を営んでおります。

以上の概要を図示すると次のとおりであります。



(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 港 区

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)フィールズインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)スタイルフォース	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)アルカスインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)ライフスタイルイノベーション	東 京 都 港 区
(株)エクスプローラーズトーキョー	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)ナルミヤ・インターナショナル	東 京 都 港 区

(注) 2023年4月1日付で、(株)スタイルフォースは(株)アルカスインターナショナルを存続会社とした吸収合併により消滅しております。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ブランド事業	5,544名	+3,310名
デジタル事業	401名	+20名
プラットフォーム事業	2,049名	△4,177名
共通部門	210名	+20名
合計	8,204名	△827名

(注) 従業員数には、他社への出向者18名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
319名	+43名	43.9歳	17.6年

(注) 従業員数には、他社への出向者62名を含んでおります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 三井住友銀行	21,296百万円
(株) 三菱UFJ銀行	17,831百万円
(株) みずほ銀行	12,137百万円
(株) 日本政策投資銀行	8,710百万円
三井住友信託銀行(株)	3,438百万円
(株) SBI新生銀行	3,350百万円
(株) りそな銀行	2,993百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び株主数

区 分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株 主 数
普通株式	137,500,000 株	33,970,758 株 (注)	24,029 名

(注) 自己株式420,207株を除く。

② 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率 (注)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,733,600 株	11.0 %
寺井 秀藏	2,357,354 株	6.9 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,031,500 株	6.0 %
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,013,800 株	3.0 %
合同会社エイ・ティ興産	1,000,000 株	2.9 %
合同会社ケイ・エム興産	1,000,000 株	2.9 %
合同会社ワイ・アール興産	1,000,000 株	2.9 %
CREDIT SUISSE AG	945,200 株	2.8 %
GOVERNMENT OF NORWAY	914,700 株	2.7 %
S&Hカンパニー合同会社	873,374 株	2.6 %

(注) 持株比率は、自己株式420,207株を控除して計算しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	22,900 株	3 名
取締役（監査等委員）	－ 株	－ 名
社外取締役（監査等委員を除く）	－ 株	－ 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑤ 取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に記載しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 (2023年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
上山 健二	代 表 取 締 役 会 長	(株)ナルミヤ・インターナショナル 取締役	
鈴木 信輝	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員		
畑崎 充義	取 締 役		
一 條 和 生	取 締 役	(株)シマノ 社外取締役 (株)電通国際情報サービス 社外取締役 ぴあ(株) 社外取締役 IMD 教授	特別な関係はありません
鈴木 政士	取 締 役	(株)ジャックス 社外取締役 (株)エイジス 社外取締役	特別な関係はありません
佐藤 秀哉	取 締 役	(株)テラスカイ 代表取締役社長 TerraSky Inc. CEO (株)スカイ365 取締役 (株)テラスカイベンチャーズ 取締役 Terrasky Thailand co., ltd. 取締役 (株)Cuon 取締役 (株)リベルスカイ 取締役 (株)Quemix 取締役 (株)テラスカイ・テクノロジーズ 取締役 (株)エノキ 取締役 (株)DiceWorks 取締役	特別な関係はありません

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
高月 禎一	取締役 (常勤監査等委員)		
鈴木 修司	取締役 (監査等委員)	日比谷A v e.法律事務所 代表パートナー	特別な関係はありません
関 美和	取締役 (監査等委員)	大和ハウス工業(株) 社外取締役 MPOWER PARTNERS FUND ゼネラルパートナー そーせいグループ(株) 社外取締役 (株)助太刀 社外取締役	特別な関係はありません

- (注) 1. 取締役 一條和生、取締役 鈴木政士、取締役 佐藤秀哉、取締役(監査等委員) 鈴木修司、及び取締役(監査等委員) 関美和は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役 一條和生、取締役 鈴木政士、取締役 佐藤秀哉、取締役(監査等委員) 鈴木修司、及び取締役(監査等委員) 関美和を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 高月禎一は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等における情報共有や、内部監査部門等との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
4. 取締役(監査等委員) 鈴木修司は、弁護士として企業法務に精通しており、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員) 関美和は、金融の専門家、並びに経営者として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した会社役員

該当事項はありません。

③ 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役一條和生、取締役鈴木政士、取締役佐藤秀哉、取締役(監査等委員) 高月禎一、取締役(監査等委員) 鈴木修司及び取締役(監査等委員) 関美和と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者は、当社、国内連結子会社、海外子会社及び当社の実質的支配下にある持分法適用会社、当社及び国内連結子会社の取締役（監査等委員含む）、監査役及び執行役員等の管理監督の立場にある従業員、海外子会社及び持分法適用会社の取締役及び監査役のうち当社からの出向者である者、並びに海外子会社及び当社の実質的な支配下にある持分法適用会社における執行役員等の管理監督の立場にある従業員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

⑤ 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその審議内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。

報酬等の種類については、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式）の3種類の組合せとしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない方針としております。

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

確定額報酬等については、基本報酬として職位に応じて定めた額を毎月支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については、職位に応じて定めた業績連動報酬の標準値の額に連結コア営業利益ならびに連結当期利益の計画達成度の指標に従って係数をかけ、翌年6月に支給しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）については、職位に応じて定めた額の株式報酬を各事業年度の一定の時期に支給しております。株式報酬は譲渡制限付株式（RS）としており、1年間の任期を全うすることを条件に3年間の譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限が解除されます。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、下表を基本方針として、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。

区 分	基本方針		
	基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	66.77%	14.24%	18.99%
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	100%	0%	0%
社外役員	100%	0%	0%

（注）当事業年度はコロナ禍前の水準まで業績が回復していないため、その経営責任を明確化するために業績連動報酬の支給を予定していません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	159	130	-	29	6名
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	(-)	(3名)
取締役(監査等委員)	42	42	-	-	3名
(うち社外取締役)	(18)	(18)	(-)	(-)	(2名)
合 計	201	172	-	29	9名
(うち社外役員)	(45)	(45)	(-)	(-)	(5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である者を除く。)の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額400百万円(内、社外取締役は30百万円)であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。また、取締役(監査等委員である者を除く。)への賞与は、前記報酬限度額(年額400百万円)の範囲内で支給することとされております。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額80百万円であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)に対しては、2018年6月15日開催の定時株主総会で、上記年額(400百万円)の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額(年額40百万円以内)及び内容を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)の員数は3名です。
5. 当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容につきましては、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 c. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、株式報酬の交付状況は、「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

〔(3) 会社役員の状況 ① 取締役〕に記載のとおり、社外取締役が兼務する他の法人等との特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	一條 和生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に、国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識・経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業戦略についての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	鈴木 政士	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に、組織や経営管理に関する経営における豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営管理についての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	佐藤 秀哉	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に、デジタルトランスフォーメーションについての高い見識や経営全般についての豊富な経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に、当社のデジタル事業における事業の拡大に向けて、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区分	氏 名	主な活動出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 修 司	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、また、監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士として民事紛争手続などに長年携わられた幅広い経験と企業法務に精通した高度な専門知見に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等に対して、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	関 美 和	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に、また、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>グローバルな高いコミュニケーション能力と経営における豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等に対して、適宜、必要な発言を行っております。</p>

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額
①	当事業年度に係る報酬等の額	61 百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	66 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社のうち、台湾和亜留土股份有限公司、世界連合時装（上海）有限公司、世界時興（上海）貿易有限公司等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

2. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の内容、監査時間及び監査報酬の推移、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、以下のとおり決議しております。（最終改定 2021年4月20日）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備する。

① 当社の取締役及び使用人（執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役及び使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、問題発生時の対応等を定める。
- ・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。
- ・当社にグループ内部監査室を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与するとともに、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部統制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。
 - 文書保存・管理全般：「文書管理規程」
 - 機密情報管理：「機密情報保護規程」
 - 契約書管理：「契約規程」
- ・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。
- ・諸規程集等、所定の文書は、ITを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、グループ内部監査室が監査等を実施する。危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。
- ・代表取締役社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかわる課題・対応策を審議する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の執行役員制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。
- ・当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。
- ・当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。
- ・当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ・当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的に開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化できるルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。
- ・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。
- ・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。
- ・グループ内部監査室がグループ会社監査を実施する。
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

- ⑦ **当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査等委員会の職務は、グループ内部監査室において補助するものとする。
 - ・ 監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ・ 監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。
- ⑧ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及びグループ内部監査室長（③を除く）に報告をする。
- （①、②は随時、③、④は定例的）
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為
 - ③ 内部監査の結果
 - ④ 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況
- ⑨ **当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。
- ⑩ **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 - ・ 監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。
 - ・ 必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けるなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。

⑪ 反社会的勢力の排除に関する体制

「ワールドグループ行動規範」へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。

総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、適正な内部統制を構築しており、当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当期は、定時及び臨時を含めて13回の取締役会を開催し、法令又は定款の定める事項及び業務執行の決定等の職務を行っております。業務を執行する取締役は、業務執行状況を3カ月に1回以上、又はその都度、取締役会に報告しております。

② リスクマネジメント委員会

当社は、リスクマネジメント委員会において当期に取り組むべき重要リスクを設定し、リスク対応計画に基づくリスクへの対応を実施するとともに、行動規範及び社内規程等違反行為に関する事前防止策及び再発防止策等の検討、新型コロナウイルスへのBCPに沿った対応協議などを実施し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムのPDCAサイクルを推進しております。

③ コンプライアンス教育研修

当社は、コンプライアンス規程の主管部門及び関連部門によるコンプライアンス教育を継続的に実施しており、当期はコンプライアンスの重要性に関する社長メッセージ、不適切な行為についての具体的事例を用いた教育研修を実施しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、基本的な方針として期末配当の決定機関は株主総会であります。

当社では、財務健全性の改善や成長投資の実施に注力しつつ、配当を含めた株主還元策の拡充を目指しております。具体的には、財務体質の改善を実現できるまでは、配当性向30%を維持することとし、その後は段階的に引き上げることを方針としております。

なお、内部留保資金の使途につきましては、将来の企業価値を高めるための店舗・ブランド開発、M&A、デジタル分野での事業投資を優先いたしますが、投資効率の高い活用を検討してまいります。

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	71,015
現金及び現金同等物	20,685
売上債権及びその他の債権	22,800
棚卸資産	26,097
その他の金融資産	170
その他の流動資産	1,263
非流動資産	180,406
有形固定資産	38,087
使用権資産	36,294
無形資産	84,083
持分法で会計処理されている投資	3,055
繰延税金資産	6,460
その他の金融資産	11,604
その他の非流動資産	823
資産合計	251,421

科 目	金額
負債の部	
流動負債	92,785
仕入債務及びその他の債務	32,819
未払法人所得税	1,558
借入金	42,549
リース負債	12,532
その他の金融負債	120
その他の流動負債	3,207
非流動負債	69,407
借入金	36,012
リース負債	24,951
退職給付に係る負債	1,717
引当金	6,369
その他の金融負債	120
その他の非流動負債	240
負債合計	162,192
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	82,420
資本金	511
資本剰余金	15,247
その他資本性金融商品	14,556
利益剰余金	50,858
自己株式	△51
その他の資本の構成要素	1,297
非支配持分	6,810
資本合計	89,229
負債及び資本合計	251,421

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	214,246
売 上 原 価	90,310
売 上 総 利 益	123,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	110,396
そ の 他 の 収 益	2,261
そ の 他 の 費 用	4,177
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	62
営 業 利 益	11,686
金 融 収 益	32
金 融 費 用	1,405
税 引 前 当 期 利 益	10,313
法 人 所 得 税	3,940
当 期 利 益	6,373
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,686
非支配持分に帰属する当期利益	688

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,525	流 動 負 債	51,230
現金及び預金	11,891	買掛金	162
受取手形及び売掛金	71	短期借入金	42,961
商品及び製品	217	1年内返済予定の長期借入金	4,686
原材料及び貯蔵品	16	リース債務	1,513
前払費用	265	未払金	849
未収入金	2,087	未払法人税等	128
関係会社短期貸付金	947	未払消費税	161
その他	29	未払費用	456
固 定 資 産	106,326	預り金	31
有形固定資産	32,656	賞与引当金	181
建物	4,865	その他	102
構築物	86	固 定 負 債	50,487
機械及び装置	12	長期借入金	48,472
工具、器具及び備品	100	リース債務	634
土地	25,588	再評価に係る繰延税金負債	849
リース資産	2,004	退職給付引当金	488
建設仮勘定	2	資産除去債務	37
無形固定資産	12,503	その他	8
のれん	4,039	負 債 合 計	101,718
商標	2	純資産の部	
ソフトウェア	6,235	株 主 資 本	18,503
ソフトウェア仮勘定	2,228	資 本 金	6,000
投資その他の資産	61,167	資 本 剰 余 金	7,434
投資有価証券	1,030	資 本 準 備 金	244
関係会社株式	25,137	その他資本剰余金	7,189
出資	2	利 益 剰 余 金	5,120
関係会社出資金	2,548	利 益 準 備 金	373
長期貸付金	120	その他利益剰余金	4,747
関係会社長期貸付金	42,197	別 途 積 立 金	2
長期前払費用	459	繰越利益剰余金	4,745
差入保証金	496	自 己 株 式	△51
繰延税金資産	2,715	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,630
その他	15	その他有価証券評価差額金	53
貸倒引当金	△13,552	土 地 再 評 価 差 額 金	1,577
資 産 合 計	121,851	純 資 産 合 計	20,133
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	121,851

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,234
売上原価		125
売上総利益		18,108
販売費及び一般管理費		14,884
営業利益		3,224
営業外収益		
受取利息	366	
受取配当金	35	
受取賃貸料	86	
貸倒引当金戻入益	9,519	
その他営業外収益	123	10,129
営業外費用		
支払利息	1,090	
貸倒引当金繰入額	6,205	
商品廃棄損	102	
その他営業外費用	427	7,824
経常利益		5,529
特別損失		
固定資産除売却損	686	
関係会社株式評価損	1,163	
その他特別損失	14	1,864
税引前当期純利益		3,666
法人税、住民税及び事業税	239	
法人税等調整額	△1,053	△814
当期純利益		4,480

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ワールド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワールドの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ワールド
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北 野 和 行
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 憲 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワールドの2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社ワールド 監査等委員会

常勤監査等委員 高 月 禎 一 ㊟

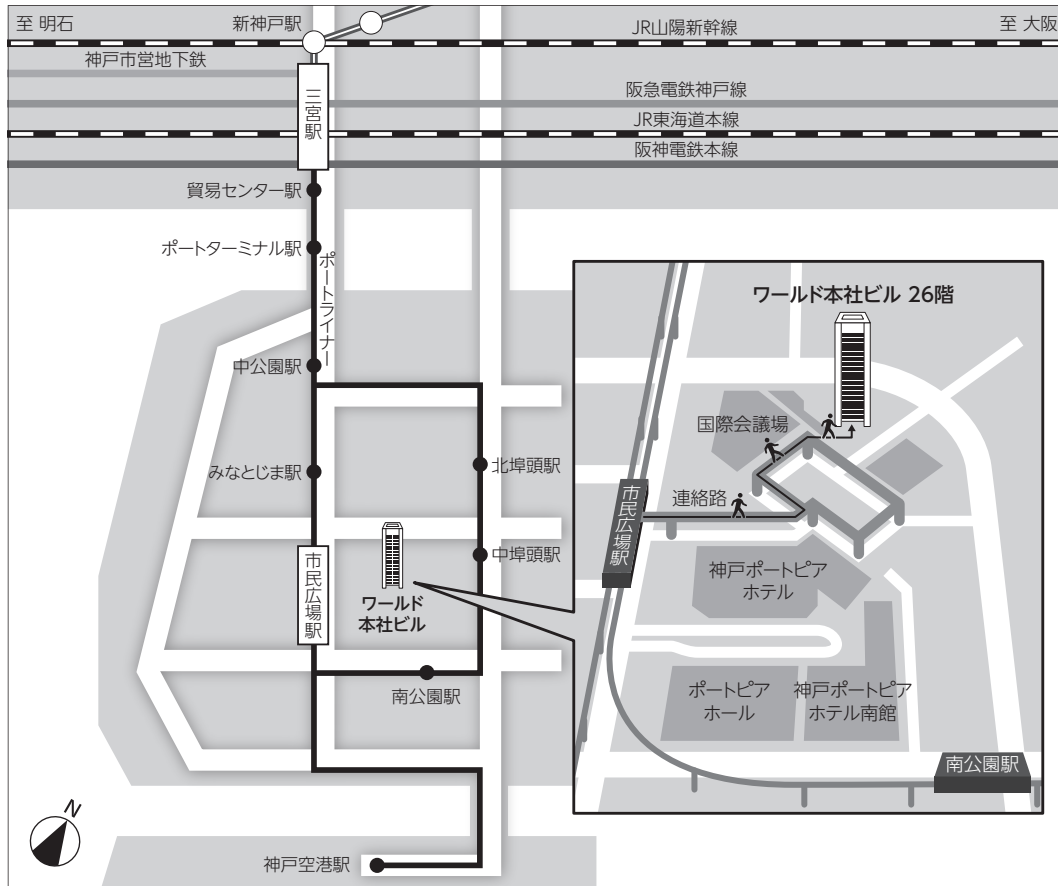
監査等委員 鈴 木 修 司 ㊟

監査等委員 関 美 和 ㊟

(注) 監査等委員鈴木修司及び関美和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

場所 ワールド本社ビル 26階 神戸市中央区港島中町六丁目8番1



交通 三宮駅よりポートライナーを利用 市民広場駅下車 徒歩約3分

お願い 当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。